

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第24号

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立女性相談所条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立女性相談支援センター条例施行規則

第1条中「神奈川県立女性相談所条例」を「神奈川県立女性相談支援センター条例」に改める。

第2条中「神奈川県立女性相談所（以下「相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」に改め、同条第1号中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項各号」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項各号」に改め、同条第3号及び第4号中「神奈川県立女性相談所条例」を「神奈川県立女性相談支援センター条例」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「（支援計画等）」に改め、同条第1項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に、「に対する措置を講ずる」を「（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）への支援」に、「相談、調査、判定等を十分」を「その者が抱えている問題及びその背景、心身の状況等の適切な把握（以下この条において「アセスメント」という。）を」に、「個性に適した具体的な指導又は援助」を「意向を踏まえながら、最適な支援を行うため」に、「たてなければ」を「立てなければ」に改め、同条第2項中「相談、調査、判定等の」を「アセスメントを行つた」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

第7条第2項中「には、実情を調査し、必要と認めるとき」を削り、同条第3項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、「帰郷させ、又は」を削り、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条中「相談所」を「センター」に改め、同条を第8条とする。

第11条を削る。

第12条中「処遇」を「支援」に、「相談所」を「センター」に改め、同条を第9条とする。

第1号様式（表）中「（第5条関係）」を「（第3条関係）」に改め、

「

所 長
管 理 課 長
指 導 課 長
所 員

を削り、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、

面接員

」

同様式（裏）中「指導経過」を「支援経過」に改める。

第2号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に、「神奈川県立女性相談所長」を「神奈川県立女性相談支援センター所長」に、「次のとおりですから、一時保護をしてください」を「一時保護を希望しますので、次のとおり申請します」に改める。

第3号様式（第1面）中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に、「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改め、同様式（第2面）中

「

所 長		管理課長		指導課長		所 員		担当者	
-----	--	------	--	------	--	-----	--	-----	--

」

を削り、

「

健 康		知 能 程 度	
疾 病		性 格	

を

」

「

身体の状況	
精神の状況	

」

に改め、同様式（第3面）中「措置年月日」を「保護年月日」に、「措置内容」を「保護内容」に改め、同様式（第5面）中「記事」を「内容」に改める。

第4号様式中「（第9条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。